附　則

（施行期日）

**第一条**　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

**第二条**　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の七第三項中「第四条第三号」を「第五条第三号」に改める。

第二十五条の十七第五項中「第四条第一号」を「第五条第一号」に改める。

第二十五条の十七の二及び第三十九条の四第四項中「第四条第三号」を「第五条第三号」に改める。

第四十条の三第一号の三中「第四条第一号」を「第五条第一号」に改める。

（所得税法施行令及び法人税法施行令の一部改正）

**第三条**　次に掲げる政令の規定中「第四条第一号」を「第五条第一号」に改める。

一　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百十七条第一号の二

二　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条第一号の二

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

**第四条**　構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表及び第三条の表中「理事長」を「学校法人の理事長」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久

---

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十八年十一月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第三百五十四号**

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表大崎駅周辺地域の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域 | 東京都大田区及び川崎市川崎区の区域のうち、北緯三五度三二分四〇秒・三四東経一三九度四六分二秒・四三の地点を起点とし、順次同地点から北緯三五度三二分四一秒・〇二東経一三九度四六分〇秒・四一の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三九秒・四二東経一三九度四五分五七秒・五五の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四一秒・七三東経一三九度四五分五五秒・四二の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四四秒・一四東経一三九度四五分三七秒・三四の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四二秒・九九東経一三九度四五分三六秒・七五の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四四秒・八〇東経一三九度四五分三二秒・五一の地点まで及び同地点から北緯三五度三二分四六秒・九五東経一三九度四五分二九秒・七六の地点までそれぞれ引いた線、東京都市計画道路幹線街路環状第八号線の南側端線に相当する線、海老取川の東側端線、多摩川の北側端線、北緯三五度三二分三九秒・〇六東経一三九度四五分四六秒・七〇の地点から北緯三五度三二分二二秒・八六東経一三九度四五分三六秒・六八の地点まで引いた線、多摩川の南側端線、市道旭町第十三号線、一般国道四百九号線、市道中瀬第十四号線、京浜急行電鉄大師線の中心線、市道東門前第十一号線、市道大師河原第四号線、県道東京大師横浜線、一般国道殿町夜光線、東日本旅客鉄道東海道貨物支線の西側端線、市道皐橋水江町線、市道川町南側線、同区小島町と同区夜光一丁目との境界線、末広運河、多摩運河、多摩川の南側端線並びに北緯三五度三二分二二秒・四三東経一三九度四五分三八秒・四六の地点から北緯三五度三二分三八秒・四七東経一三九度四五分四八秒・三七の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三三秒・六八東経一三九度四五分五八秒・八一の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三四秒・九二東経一三九度四六分〇秒・九四の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三八秒・九八東経一三九度四五分五七秒・三七の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四〇秒・五六東経一三九度四六分〇秒・七二の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四〇秒・〇三東経一三九度四六分二秒・二八の地点まで及び同地点から起点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線（都市計画道路以外の道路又は運河にあっては、その中心線）で囲まれた区域（同区小島町（川崎港港湾計画において工業用地、都市機能用地又は公共用地として定められた区域に限る。）の区域及び運河の区域を除く。） |

第一条の表川崎殿町・大師河原地域の項、京都久世高田・向日寺戸地域の項及び寝屋川市駅東地域の項を削り、同表神戸三宮駅周辺・臨海地域の項中「市道花時計線」の下に「、市道神戸方面第三百三十号線、市道北町線」を加え、同表尼崎臨海西地域の項及び西日本旅客鉄道尼崎駅北地域の項を削り、同表備考第一号中「、守口大日地域及び寝屋川市駅東地域」を「及び守口大日地域」に改め、同表備考第二号中「、京都久世高田・向日寺戸地域」及び「、尼崎臨海西地域、西日本旅客鉄道尼崎駅北地域」を削り、同表備考第七号中「、川崎殿町・大師河原地域」を削り、同表備考第八号中「、神戸三宮駅周辺・臨海地域」を削り、同表備考に次の一号を加える。

十　羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域及び神戸三宮駅周辺・臨海地域　平成二十八年十一月二
日

第二条の表札幌都心地域の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域 | 東京都大田区の区域のうち、東京都市計画道路幹線街路環[illegible]相当する線と海老取川の東側端線との交会点を起点とし、[illegible]の北側端線、北緯三五度三二分四三秒・八〇東経一三九度[illegible]点から北緯三五度三二分四四秒・八〇東経一三九度四五分[illegible]及び同地点から北緯三五度三二分四六秒・九五東経一三九[illegible]地点までそれぞれ引いた線並びに同都市計画道路の南側端[illegible]点に至る線で囲まれた区域<br>東京都大田区及び川崎市川崎区の区域のうち、北緯三五度[illegible]一三九度四六分二秒・四三の地点を起点とし、順次同地点[illegible]一秒・〇二東経一三九度四六分〇秒・四一の地点まで、同[illegible]分三九秒・四二東経一三九度四五分五七秒・五五の地点ま[illegible]度三二分四一秒・七三東経一三九度四五分五五秒・四二の[illegible]緯三五度三二分四四秒・一四東経一三九度四五分三七秒・[illegible]から北緯三五度三二分四〇秒・一七東経一三九度四五分四[illegible]び同地点から北緯三五度三二分二二秒・八六東経一三九度[illegible]点までそれぞれ引いた線、多摩川の南側端線、市道殿町第[illegible]丁目二十九番と同丁目百四番との境界線、市道殿町第四十[illegible]号線、一般国道四百九号線、多摩運河の西側端線、多摩川[illegible]五度三二分二二秒・四三東経一三九度四五分三八秒・四六[illegible]二分三九秒・三〇東経一三九度四五分四八秒・八五の地点[illegible]五度三二分三四秒・三八東経一三九度四六分〇秒・〇三の[illegible]緯三五度三二分三四秒・九二東経一三九度四六分〇秒・九[illegible]ら北緯三五度三二分三八秒・九八東経一三九度四五分五七[illegible]地点から北緯三五度三二分四〇秒・五六東経一三九度四[illegible]で、同地点から北緯三五度三二分四〇秒・〇三東経一三九[illegible]点まで及び同地点から起点までそれぞれ引いた線を経て起[illegible]ては、その中心線）で囲まれた区域 |